

平成28年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成28年3月7日 午前10時00分 開会  
午後 2時32分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	総合政策企画監	本 田 知 之
まちづくり統括技監	松 倉 昌 明	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	米 井 英 規	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部長	土 谷 宏 巖	都市整備部理事	木 村 喜 哉
産業観光部長	下 村 喜代博	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	吉 村 孝 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子	書 記	山 岡 晋

6. 会議録署名議員 6番 岡 本 吉 司 7番 朝 岡 佐一郎

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 施政方針について
- 日程第4 議第1号 葛城市教育委員会委員の任命について
- 日程第5 報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて）
- 日程第7 議第2号 葛城市行政不服審査会条例を制定することについて
- 日程第8 議第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 日程第9 議第4号 葛城市個人番号カードの利用に関する条例を制定することについて
- 日程第10 議第5号 葛城市職員の退職管理に関する条例を制定することについて
- 日程第11 議第6号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第12 議第7号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第13 議第8号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第14 議第9号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第10号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第11号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて
- 日程第17 議第12号 葛城市公民館条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第13号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第14号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第20 議第15号 葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第16号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第17号 葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第18号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

- 日程第24 議第19号 財産の取得について（葛城市道の駅かつらぎ地域振興棟厨房機器購入）
- 日程第25 議第20号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第26 議第21号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第27 議第22号 平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第28 議第23号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第29 議第24号 平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第30 議第25号 平成27年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第31 議第26号 平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第32 議第27号 平成27年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第33 議第28号 平成28年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第34 議第29号 平成28年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第35 議第30号 平成28年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第36 議第31号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第37 議第32号 平成28年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第38 議第33号 平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第39 議第34号 平成28年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第40 議第35号 平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第41 議第36号 平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第42 議第37号 平成28年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時00分

**赤井議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、平成28年第1回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議場において行われます市長の平成28年度施政方針演説につきましては、録画撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、平成28年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、平成28年度予算を初め、多くの重要議案が提出されるわけですが、どうか皆様の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますよう、お願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の日程第4から日程第42までの39議案であります。議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付しておりますので、ご清覧賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、閉会中に開催されました議会改革特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

8番、西井覚君。

**西井議会改革特別委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会は平成28年3月2日に開催し、所管事項について慎重に審査をいたしております。

まず、委員会では議会基本条例の制定について、条例素案作業部会で協議した内容をご報告させていただきました。なお、本日までに作業部会は計7回開催しておりますが、第3回目から第5回目までの作業部会会議における条例素案作成の経過について、委員皆さんにご確認いただき、その内容についてご了解をいただいております。また、政務活動費については、現在、葛城市議会では導入していないため、作業部会で条例素案を作成していくに当たっての最重要事項となっておりますので、その取扱いについて、前回12月10日に開催いたしました委員会におきまして委員皆さんのご意見をお伺いするとともに、議会全員協議会におきましても全議員のご意見をお伺いいたしました。

今回の委員会で協議した結果、それらのご意見を踏まえ、総合的に判断して、条例素案の中には政務活動費を規定しないと決定いたしました。

以上で、議会改革特別委員会の閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

**赤井議長** 閉会中に開催された委員会の審査状況については以上であります。

最後に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付いたしております5件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますようよろしく願います。

以上で報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

山下市長。

**山下市長** 皆さん、おはようございます。

本日、平成28年第1回葛城市議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、平素より本市の行政運営に関しまして多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに対しまして、心より御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、人事案件が1件、報告案件が1件、承認案件が1件、また、条例の制定及び改正を初め、一般会計及び特別会計におけます平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算などが36議案、合計39件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその都度内容をご説明申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

招集人2期目の総仕上げとなる年度に臨み、渾身の力を振り絞り、本市発展のため努力する覚悟でございます。なお、平成28年度の施政方針におきまして私の所信を申し上げたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。甚だ簡単でございますが、開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**赤井議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、岡本吉司君、7番、朝岡佐一郎君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

14番、西川弥三郎君。

**西川弥三郎議会運営委員長** おはようございます。平成28年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る2月26日午前10時より議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3において、市長から平成28年度の施政方針がでございます。

次に、日程第4、議第1号につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後に質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。なお、人事案件については、議案の朗読を行います。

次に、日程第5、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第6、承認第1号議案につきましては、専決処分の承認でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第7、議第2号から日程第23、議第18号までの条例の制定及び一部改正の17議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、それぞれ所管の常任委員会へ付託し、審査を願います。なお、総務建設常任委員会には議第2号、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第9号、議第10号、議第11号、議第17号及び議第18号の11議案を、厚生文教常任委員会には議第8号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号及び議第16号の6議案をそれぞれ付託し審査願います。

次に、日程第24、議第19号、財産の取得につきましては、上程し、内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託し審査を願います。

次に、日程第25、議第20号から日程第32、議第27号までの平成27年度各会計補正予算8議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し審査を願います。総務建設常任委員会には、議第20号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第20号の関係部分、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号及び議第27号の8議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第33、議第28号から日程第42、議第37号までの新年度予算10議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名とし、委員は各常任委員会より4名ずつ選出願います。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期についてはお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日3月7日から25日までの19日間とし、9日午前10時より本会議、一般質問を行います。10日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。11日午前9時30分より総務建設常任委員会、14日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査について審査をお願いいたします。16日、17日、18日は午後1時より、22日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。23日午前10時より議会全員協議会を開催いたします。24日は予備日とし、25日午前10時より本会議を開催し、初めに会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況を各委員長より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきましては、委員長より審査結果について報告願、質疑、討論の後、採決をお願いいたします。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案につきましては、お手元に配付のとおり5件でございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数については、一括質疑を選択される場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択される場合は回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

**赤井議長** ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日7日から25日までの19日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日7日から25日までの19日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第3、施政方針について。

市長より平成28年度の施政方針を受けます。

山下市長。

**山下市長** それでは、ただいまから平成28年度の施政方針につきまして、演説を行わせていただきたいと思っております。

本日、平成28年第1回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

まず、諸議案のご審議に先立ちまして、平成28年度当初予算案はもとより、市政施行以来本市の歩んできた足跡や今後目指すべき方向性について私の所信を申し述べ、改めて議員の皆様、並びに市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成16年の合併から12年目を迎え、今振り返り、これまでの新市建設計画事業の進捗を思い起こせば、まず合併前半は、市内小・中学校の校舎、屋内運動場の地震補強、大規模改造工事を優先に事業を行ってきました。そして、私が市政を預からせていただきました平成20年代からは、市民の要望にお応えする形で地域福祉充実のための磐城第二保育所の整備工事、教育環境を整えるための新庄小学校附属幼稚園の園舎改築工事、また、昨年にはアレルギーにも対応した給食を提供できる学校給食センターの建設を進めてまいりました。現在では、平成28年度末に完成目前の新クリーンセンターや今年秋オープン of 地域活性化、新道の駅かつらぎ事業、また、都市基盤整備では、尺土駅前周辺整備事業や国鉄・坊城線整備事業など新市建設計画にうたわれた諸事業の進捗を積極的に図っております。これら事業を進めるには財源の確保が何よりも大切です。合併以降の財政を取り巻く状況は、三位一体の改革を初め、たび重なる政権交代による政策の変遷などにより、決して楽な舵取りではなかったわけですが、まず、事業進捗に当たっては積極的な補助金の確保に努めることとし、それに加えて合併特例債などを初めとする、元利償還金の大半が後年度の地方交付税に算入される非常に有利な起債を活用し、また、より有利な起債へ組み替えを行うなど、市の財政

の負担を少しでも減らせるよう努めてまいりました。加えて、この間、国や県の情報を他団体よりもいち早く収集し、いち早く行動を起こして、地域活性化につながる国の臨時交付金を最大限にうまく活用を図り、市の持ち出し財源の軽減を図れたことにより、新市建設計画事業を初め、諸事業をうまく時代の波に乗りながら進めてこられたと認識しております。これらの諸事業を進めながらも、市の懐、貯金でございますが、その基金の残高につきましては、合併直後に36億円余りあった積立基金の残高は、平成20年度には約18億円と半減いたしました。しかし、先ほど申し上げましたように、国の補助金の確保、臨時交付金の最大限の活用、合併特例債を初めとする、交付税算入の割合が高い起債を活用するなどの財政運営が功を奏し、平成26年度末における基金残高は56億円余りと、平成20年度末からすると約3倍の残高を確保することができました。

一方、新市建設事業を初め諸事業に積極的に推進してきたこともあり、地方債の借入残高は、平成17年度末の120億円余りから平成26年度末では155億円余りにまで膨れ上がりました。しかし、この借入金の返済に要する市の純粋な負担額は、平成17年度末では60億円余りであったものが、平成26年度末では33億円余りとなり、借入金残高は増加いたしました。市の持ち出し額は約半分となっており、良好な財政運営をさせていただいている現状でございます。

本市は合併以来、県内初の合併団体として積極的に行財政改革を推し進めつつも、合併を原因とした行政サービスの低下を決して招かぬように、細心の注意を払いながら多くの施策を展開してまいりました。その主なものにつきまして、次に申し上げます。

我が国は世界でも類を見ない超高齢社会に突入しているとともに、先月発表されました国勢調査の速報値で、初めて国全体として人口減少時代に突入したと報じられております。本市におきましても例外ではなく、人口の減少こそないものの、65歳以上の高齢化率は合併時には約18%であったものが、現在では25%強と近年急速に上昇しております。このような超高齢社会と少子化は、社会単位としての集落の維持といった面で困難をもたらしており、新たな行政サービスの対応が求められております。これらの課題を解決するための1つとして、集落生活圏の維持を図るための施策が必要であり、これを積極的に推進してまいりました。その1つとして、昨今の交通事情を背景として民間の公共交通機関が事業縮小により撤退していく中で、本市独自のコミュニティバス路線の再構築を行いました。以前よりも路線数や停車場所をふやし、市内主要施設や観光拠点へのアクセスを更に容易にすることにより、市民の皆様、とりわけ高齢者や身体の不自由な方々にはできるだけ配慮をさせていただきました。

また、地域コミュニティの再生、地域活性化等、地域が抱えるさまざまな課題を解決するため、総務省が推進するICT街づくり事業に参画いたしました。このことにより、ICTを積極的に活用した買い物支援や健康支援などのサービスの提供を主体とした、サテライト型のまちづくりを進めており、その機能を更に発展させる計画でございます。コミュニティバスでハード、ICTでソフトを充実させることにより、両面からサポートすることで利便性を向上させ、高齢者にやさしいまちづくりを積極的に進め、ご高齢の方々にますます健康



で長生きしていただきたいと願う施策により、お元気になっていただくことで医療費や介護に要する費用が減少する一助となれば幸いです。

また、極端な少子高齢化は将来の税収の減少に加えて、一方では、医療費や介護など高齢化施策に要する費用の増大を招くこととなります。そのためにも、高齢者を支える若年層で、いわゆる稼働世帯の増加がどうしても必要となってまいります。そこで、少子高齢化の流れに対し、少しでも歯どめをかけるための施策として、稼働世帯や子育て世帯の定住化の促進を図ってまいりました。「すむなら葛城市キャンペーン」と銘打ち、市内で住宅を建築された場合に補助金を支給させていただき、また、住宅ローンを組まれる場合には、この施策にご賛同いただいている市内4つの金融機関の協力により、金利の割引を実施いただいております。また、これらの施策とあわせて、現在のところ県内では12市で唯一実施している、中学生までの医療費の無料化や上下水道料金を初めとした公共料金の低さも、今後は住みよいまちとして若年層における定住人口の増加と地域経済の活性化に大いに寄与するものと確信しております。

以上のような社会基盤の整備や高齢化対策等に係る積極的な財政支出は、市税や地方交付税を初めとした歳入の伸びに反する形で近年飛躍的に増大してまいりました。そのような状況に対応するためには、当然のことながら、行財政改革が必須となるわけでございます。

そこで、合併の最大の目的であるスケールメリットを生かした行財政改革の一環として、施設整備やその効率的な利活用を図るために、公共施設マネジメントに関する基本計画を現在策定中でございます。本計画における一貫した考え方として、サービス保存の原則を掲げております。これは、施設保有量が減少してもサービスの総量は保持することを原則とし、さきに述べましたICTやコミュニティバス、また後ほどふれさせていただく市民サービスカー等の活用もその実現に欠かせない要素であると考えております。

また、以上のハード面における対策に対し、行政におけるソフト面、特に事務の効率化を図るための施策もあわせて実施いたしております。現在3社の民間企業の社員の方に行政実務研修員としておいでいただき、人材交流を通して民間企業におけるノウハウを積極的に取り入れ、5S運動や備品管理の効率化に向けての取り組みを行うなど、官民一体となった行財政改革にも積極的に取り組んでおります。

また、約4年前から基幹システムを初め、各種業務に係る情報システムを本市を含めた2市5町で共同利用する、いわゆる自治体クラウドを積極的に進めてまいりました。このことにより、以前のように単独で情報システムを導入していたときに比べ、その維持管理に要する費用など、毎年約1億円もの額を節減することができております。このようにして節減できた財源は、先ほど申し上げました、子どもの医療費無償制度を中学生まで拡大することに充てることにより、子育て世代の負担軽減という形で還元し、若年層の定住化の促進にも寄与してまいりました。

これまで皆様方と築いてまいりましたあまたの施策や社会基盤を更に維持改善していく必要がございます。そのためには、行財政改革はもちろんのこと、やはり安定的な財源の確保が必須となってまいります。そのため1つの方策として、かねてより積極的に企業誘致を

行ってまいりました。その成果として、昨年9月に化粧品会社が市内において奈良工場として操業を開始されました。今後は税込面や雇用面はもとより、地域の活性化という面においても大いに期待を寄せているところでございます。今後もさまざまな情報をキャッチし、また、私どもからも積極的に情報を発信することにより、引き続き優良な企業の誘致を推進してまいります。

また、一方では、本市の観光資源を積極的に内外にアピールしております。昨年11月に初めての試みとして、市内外の芸術家の皆様を初め、多くの関係者の方々の協力を得まして、當麻寺やその周辺を舞台に葛城発信アートFAIR2015を開催しましたところ、おかげさまで大盛況のうちに幕を閉じました。さらに、2月28日には、相撲発祥の地とされる本市を初め、香芝市や桜井市と兵庫県たつの市と連携して、地域一体となった観光振興の端緒となるべく、広域での相撲サミットを実施しました。

また、こうした取り組みの成否の鍵を握るのが、先に申し上げましたコミュニティバスでございます。単に日常の交通手段としてだけではなく、市内の観光拠点を結ぶ交通手段という点で、本市の観光振興において、なくてはならない社会基盤であると考えております。そして、今秋オープン予定で、奈良県で唯一の重点道の駅として認定された道の駅かつらぎが新たな観光拠点としての位置づけをされることにより、南阪奈道路を介した大阪府との好立地という地理的条件もあわせて、これまで以上に本市が有する多くの観光資源を生かすことにもつながります。さらに、これを契機としてインバウンド、訪日外国人の取り込みにも大いに期待を寄せているところでございます。また、今後は観光施設周辺の景観維持、防災及び交通安全の観点から無電柱化の計画を実現するべく、全国組織として電線の地下埋設を進める無電柱化を推進する市区町村長の会の会長として、先日、内閣総理大臣に直接要望をお伝えさせていただきました。

以上のような取り組みが評価をされ、先日、日経ビジネス「働く世代が住みやすい都市ランキング」におきまして、葛城市は全国813市区中第30位、近畿地方では何と第1位に選ばれました。この評価は、人口増減率や財政力指数等の25の公式統計をもとに算出されておきまして、個々の主観には左右されない非常に客観的な指標であると言えます。また、この評価は、先達がこれまで築いてこられた礎の上に成り立つもので、一朝一夕にはなし得ないものでございます。それだけに、このような榮譽をいただいたからには、更に胸を張って葛城市を日本一のまちへの実現を目指し、市政に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、合併以来の取り組みの成果や今後の課題についてご説明をさせていただきました。

ここからは、今後の課題の解決に向けての具体的な施策の中でも、新年度、特に中核をなす施策についてご説明を申し上げます。

子育てをするならぜひ葛城市でと思っただけのようなさまざまな施策を考えてまいります。これまで、赤ちゃんと幼児の発達や保育に関する相談は保健福祉部、児童・生徒の教育や健全育成、また、青少年を含むニートやひきこもり等に関する相談は教育委員会と、それぞれの担当課が別々に担ってまいりました。しかし、新年度からは市民の皆様にはわかりやすいように、これらの子ども・子育てに関する全ての相談窓口を一本化するため、當麻保健

センターにこども・若者サポートセンターを設置いたします。乳幼児から青少年に至るまで、一人一人が健やかに成長し社会を担っていけるように、保育士、保健師、臨床心理士、社会福祉士等の専門職を配置し、乳幼児期から就学、就労に至るまでのさまざまな相談に応じるとともに、関西大学や葛城市子ども・若者支援地域協議会を初めとした関係機関等との連携を図り、支援体制の充実を図ってまいります。また、妊娠期から出産、子育て期において、全ての妊婦さんが安全・安心な出産や子育てができ、若者が住みやすいまちとなるように支援するための子育て世代包括支援センターの機能もあわせて担ってまいります。市内の子育て世帯への雇用支援として、市内在住のお母さん方が子どものそばで短時間でも働くことができる拠点を市内に新たに整備いたします。具体的には、託児スペースを併設したオフィスを構築し、テレワークを活用して都市部の仕事を受注することで、お母さん方が子どもを預けながら2、3時間からでも働くことができる環境を整備するものでございます。この事業は、子育て世代の出産、子育てに対する財政的な支援となるだけでなく、お母さん方の井戸端を形成し、お母さん同士の交流を通じた出産への不安の軽減を図ることも意図しております。

保育所につきましては、公立と私立との連携を図ることにより、現在、磐城第二保育所と華表保育園でそれぞれ実施している一時預かり事業において、その利用料金を一律とする引き下げを行います。

子どもたちが安心して学習できる教育環境の充実と快適な学習環境を整え、学習意欲の向上と集中できる環境づくりのため、新年度は両中学校の全普通教室と特別教室にエアコンを設置いたし、次年度は小学校での設置を考えております。さらに、平成29年度からは新庄地区の新庄小学校附属幼稚園、忍海小学校附属幼稚園、新庄北小学校附属幼稚園の3幼稚園につきましても、3歳児保育を実施することといたします。この3歳児保育の開始は、さきの子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査、また、かねてよりお寄せいただきました市民の皆様のご要望にお応えするとともに、就学前の幼稚園教育の充実を図るものでございます。また、3歳児保育を実施するに当たり、平成28年度から新庄北小学校附属幼稚園の保育室の増築工事、忍海小学校附属幼稚園のトイレ改修工事等の施設整備もあわせて行ってまいります。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 J A X A が実施しております学校教育支援を市内全小学校に導入し、J A X A の研究者や技術者、教職経験者からアドバイスや支援をいただき、学ぶことの楽しさ、知識をつないでいくことのうれしさを味わい、児童の心に火をつける授業実践を行います。

また、シリコンバレー日本大学の協力により、葛城市の子どもたちがテレビ電話を通してシリコンバレーで活躍する方々の授業を受ける取り組みを実施いたします。グローバルな視野に立ち、日本人としての誇りを持ち、将来への展望を深めるよい機会になると考えられます。新年度は新庄小学校で実施し、子どもたちが世界を身近に感じる取り組みを進めます。

全国的に市民、とりわけ子ども、女性、高齢者が犯罪に巻き込まれるケースが後を絶ちません。犯罪に対する市民の不安を解消していくことは、行政の大きな課題となっており、市

民一人一人が防犯に対する意識を持つとともに、学校、家庭、地域、行政が一体となって、犯罪を未然に防ぐ取り組みが重要となります。そこで、これまで新設が進まなかった大字間の街灯につきましては、通学路、交通事故多発地点、防犯上特に必要な箇所等における緊急性を勘案し、計画的かつ継続的に設置を行ってまいります。また、これとあわせて、犯罪の抑止と事件解決の手がかりとして非常に有効とされる防犯カメラの設置につきましても、3カ年計画で50台程度設置できるように拡充してまいります。

近年発生している大規模災害を教訓として、通信伝達手段はこれまで以上に多様化、高度化する配信メディアへの対応が必要となります。防災体制を強化するため、老朽化している有線放送とアナログ防災行政無線を統合し、新たにさまざまなシステムとの連携や拡張性のあるデジタル防災行政無線を整備し、災害時に迅速な情報伝達や連絡体制を図ってまいります。また、防災に対する自助、共助の必要性に対する専門的な意識、知識及び技術を有し、地域の防災活動において中心的な役割を担う防災士の育成に取り組めます。防災士は社会のさまざまな場で減災と防災力向上のための活動を期待されますが、自主防災組織に積極的に参加を求め、各地域での避難訓練のリーダーとして活動していただくため育成補助を行います。さらに、女性消防団を新たに結成し、火災予防、地域防災に関する広報や指導、応急手当の普及活動を行ってまいります。

住民がコンビニエンスストア等の情報端末でマイナンバーカードを使用し、市区町村から住民票の写し及び印鑑登録証明書その他の各証明書に係るデータを取り寄せ、情報端末で印刷された当該証明書を入手できるサービスを実施いたします。このような行政サービスの拡充によって市民の皆様方の利便性が高まり、その満足度を向上させながらも行政のコストを削減することが大いに期待されます。マイナンバーカードの活用の一環として、大きなメリットを実現できるコンビニ交付サービスの導入に取り組んでまいります。

多くの市民の皆様が、より便利で使い勝手のよい図書館となるよう、マイナンバーカードでの貸し出しができるようなシステムの構築等を行ってまいります。マイナンバーカードの独自利用の第1号として、葛城市に住民票がある方で図書館利用の申請をされたマイナンバーカードをこれまでの図書利用券と同じようにご利用いただけるようにシステムを構築いたします。

平成27年度に策定した基本計画に基づく新町スポーツゾーン計画につきましては、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック、2021年に関西で開催されるワールドマスターズゲームズ等の国際大会に本市として貢献することも視野に入れ、国際交流の拠点形成を目指すとともに、市民の健康増進を目的としたスポーツ・レクリエーションの総合的なスポーツゾーンとして、より高度で安全かつ安心して利用できる施設整備の実現に向けて、皆様のご意見を伺いながら鋭意取り組んでまいります。

また、近年人気のあるリレーマラソンというスポーツを通して市民の交流の場を創出し、あわせて本市特産のスイーツなどを市内外の参加者に提供することによって、市外の方にもスポーツのまちとしてより広く葛城市の魅力を知っていただき、新しい地域振興の1つとして新たに「食いしんぼりレーマラソン」を開催いたします。さらに、健康で長生きを目指し、

生活習慣病や介護予防のため、本市の特性を生かしたご当地体操を創作し、健康で長生きできるまちを目指します。

平成27年度は、前回策定された平成18年度から10年間にわたる一般廃棄物処理基本計画を見直し、本市の今後10年間にわたるごみの減量化、ごみの分別、リサイクルの推進及びごみの収集体制等、並びに生活排水に係る新たな計画を策定いたしました。したがって、新年度は新計画に掲げた目標を実現するための大切なスタートの年となるわけでございます。そこで、平成29年度の新クリーンセンターの稼働開始にあわせ、ごみの減量化、リサイクルの推進の目標である10年後のごみの総量20%削減達成に向け、新たに実施する容器包装プラスチックの分別や雑紙のリサイクル、そして、生ごみの水切りによる減量を徹底してまいります。環境に優しい循環型社会の構築を基本理念とし、新年度はその1年目として「2016かつらぎエコチャレンジ」と名づけ、ごみの分別、減量キャンペーンをごみ減らし隊とともに展開してまいります。現在、燃えるゴミとして出されている中には、紙ごみが約50%と一番多く、次にビニールやプラスチック、そして生ごみと続きます。そこで、それらを資源として分別していただくことで、燃えるごみの減量化及びリサイクル率の向上を図ります。さらに、生ごみの約80%が水分で、極力その水分を切ることで燃料費の大きな削減につながります。そこで、新年度は10%の削減を目指して取り組んでまいります。その具体的な施策として、まず、雑紙のリサイクルを推進するために雑紙交換会を行います。さらに、平成29年度以降の新しい分別対象となる容器包装プラスチックの分別方法について、その説明会を順次開催し、市民の皆様のご理解とご協力のもとに、生活環境の向上とともに循環型社会の構築を目指してまいります。

新年度から木材や森林とのかかわり合いから、知育・徳育・体育の3つの側面を効果的に育む取り組みを目的として、木育推進事業を行います。出生届を提出された方に奈良県産材の積み木を贈呈し、また、ヒノキ玉プールなどの木の遊び場を設営することにより、乳幼児期から木とのかかわることで、五感で木に対する親しみや理解を深めることにより、木を生活に取り入れ、将来的にはみずから森づくりに貢献する人材の育成にもつながるように努めてまいります。

また、新年度は豊かな自然資源を次世代に引き継ぐため、エネルギーの地産地消と地球温暖化の防止に向けてCO<sub>2</sub>排出削減を目的とした再生可能エネルギーシステムである小水力発電設備を新庄浄水場に設置し、今後もコストの低減を図りながら、効率的で安定した水道事業の運営、並びに水道サービスの向上に努めてまいります。

冒頭に申し上げましたとおり、奈良交通の当麻・新庄線廃止に伴う市のコミュニティバスとしての代替運行路線や葛城号、ミニバス、社会福祉協議会のゆうあいバスを統合し、新たなバス網の再構築を関係者の方々のご協力のもと、先月に実施いたしました。市民の皆様の声を受け、買い物や病院に行くための生活路線として、市内循環コースなど路線数をふやし、1日乗り放題で100円、70歳以上の方や小学生は50円という利用しやすい料金体系で生まれ変わりました。さらに、本年秋に道の駅かつらぎがオープンを迎えることにより、ここがパークアンドライドの拠点として、また、コミュニティバスの拠点として、なお一層有用な公

公共交通機関となるよう、2月15日からの運行で改良できる箇所は改善を加え、本市バス網の集大成の年となるよう努力してまいります。

本市ではサテライト型まちづくり事業とICT街づくり推進事業を同時に行っております。平成27年度まではゆうあいステーションと寺口ふれあい集会所、忍海集会所に嘱託職員等を配置し、住民票や印鑑証明等の発行をしてまいりました。新年度においては、更に多くの地区への行政サービスの提供を目的として、市民の皆様の身近に行政サービスの拠点を置くことで、利便性の向上と公共施設の合理化を目指してまいります。その1つの手段といたしまして、市民サービスカー、言いかえますと、移動市役所としてより積極的かつ軽快に行政サービスを展開していこうということでございます。具体的には、証明書交付事務に加え健康行政相談等のほか、地域の相談窓口としての地区サポートまでを行うための施設として、市民サービスカーを各地区に派遣しようとするものでございます。また、市民サービスカーは地区サポートを使用するだけでなく、シティプロモーションとして映像装置を搭載し、観光PRカーとして市のプロモーション映像を放映し、また、災害やイベント時における移動救護所や災害場所の調査車としても使用できる多機能車として活用してまいります。

JR架道橋拡幅工事におきましては、JR大和新庄駅北側の架道橋を計画幅員歩道2メートル、車道7メートルに改良を行う工事を新年度から着手の運びとなっており、関係大字と調整を行いながら進めてまいります。

災害時の緊急輸送道路の安全確保、通学路等の通行空間の安全性、快適性の確保、歴史的な町並みの保全、良好な景観形成の維持並びに景観資産の魅力向上による観光振興の活力の創造等を目的とし、地域の電線等の地中化について地元の皆様や電線事業者と協力、連携しながら無電柱化を推進してまいります。

職員の人材育成につきましては、現在の自治体を取り巻く状況が、近年、地方分権の推進、高度情報化、少子化による人口減少、高齢化率の上昇、住民ニーズの多様化等により大きく変化してきており、これからの自治体は独自の施策による市民サービスの向上を図ることが求められています。このような環境変化に対応するため、職員がその能力を最大限に発揮できるような能力開発が必要となってまいります。そのため、人材育成基本方針に基づき、職員の専門的な知識や技能の一層の向上を図るとともに、行政環境の変化等に的確に対応できる柔軟な発想を身につけた創造力豊かな職員を組織的に育成することを目的として、職員の意識改革、資質向上、能力開発に取り組んでまいります。職員個々の課題につきましては、奈良県市町村職員研修センター、市町村アカデミー等による研修を行い、職員全体の課題につきましては、現代のニーズに合ったテーマによる研修を行うことにより、職員の資質や能力の向上を図るとともに、市役所の業務は市民のためのサービス業であるという意識改革を積極的に進めるため、引き続き企業研修を実施してまいります。

人事評価制度につきましては、人事評価をより公正に行えるように、引き続き評価者に対する研修を行うとともに、地方公務員法の改正により人事評価の実施が義務づけられ、職員の能力と実績に基づく人事管理の徹底が求められており、人材育成や職員の処遇に反映させる評価制度の実施に取り組んでまいります。

以上、新年度に中核をなす施策についてご説明を申し上げます。

続きまして、平成28年度予算案全般について、新山下和弥ビジョンに沿ってその他の主要な施策についてご説明を申し上げます。

#### 1、子育て。

安全・安心な子育て。子ども医療費助成につきましては、子育て家庭への経済的支援の一環といたしまして、次代を担う子どもたちの健やかな成長と福祉の増進を図るため、これまで入院と歯科診療分に限り、小学校卒業時までを対象として実施しておりましたが、平成26年度から全ての保険診療について、中学校卒業時まで拡充して実施しています。新年度におきましても、この子ども医療費助成とともに、ひとり親家庭への医療費助成や平成25年度に県から市町村へ権限移譲されました未熟児医療費助成を引き続き実施してまいります。

次に、妊婦健康診査につきましては、引き続き妊娠期間中の健診費用の公費助成を行い、母子の健康管理に努め、安心して妊娠、出産ができる体制を確保してまいります。また、早期出産等により未熟児や低体重で生まれた赤ちゃんとその保護者に対しましては、保健師や助産師が未熟児訪問指導を行い、安心して育児ができるよう支援を行ってまいります。さらに、健やかな成長、発育のため、特に支援が必要な乳幼児とその保護者に対しましては、発達相談員による子育て相談や療育教室を実施して成長を見守るとともに、関係機関との連携を図りながら引き続き支援を行ってまいります。

地域で支える子育て。教育、保育、地域の子育て支援の充実を図り、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する環境整備を目的とした葛城市子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種施策を実施してまいります。

また、病児保育事業につきましては引き続き大和高田市と利用協定を締結するなど、保護者のニーズに合った保育サービスや保育の質の向上を図ってまいります。

次に、学童保育事業についてでございます。入所児童は異年齢の交流により相手を思いやる心、愛しむ心が芽生えてまいります。近年、核家族化が進む中、子どもたちがお年寄りとの交流を通して豊かな心を育むことができるよう、平成27年度からシルバー人材センターのお年寄りの方を学童保育支援補助員として派遣していただき、世代間交流を通して伝承遊びや童歌を教えていただくなど、たくさんの学びや収穫がありましたので、新年度も引き続き実施いたします。さらに、新年度からは、小学校の夏休み等の長期休業期間には開始時刻を午前8時に繰り上げるなど、働く世代の子育て家庭の支援をしてまいります。

また、市立幼稚園に在園中の児童で、保護者の疾病や災害等により一時的に家庭での保育が困難となった児童を市立幼稚園において一時的に預かり、保護者が安心して子育てができる環境を整備してまいります。実施日、時間につきましては、幼稚園開園日の降園時間後から午後4時30分まで、夏季休業中の日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後4時30分までです。

次に、子育て支援センター事業の一環として、子育て期のいろいろな悩み事、困り事等について、専任スタッフが一緒に考えたり、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介する利用者支援事業基本型を子育て中の方の身近な居場所である子育て支援センターで行い、

当事者目線の寄り添い型の支援を実施いたします。また、就園前の親子が自由に遊び、子育ての悩みを互いに相談できる場としての集いの広場や、平成27年度からゆうあいステーションで実施しているおでかけ広場を引き続き実施し、子育て中の親子が子育て支援センターやゆうあいステーションに来所される地域の方々とも交流できる機会を盛り込んでまいります。

また、初めて子どもを産み育てる母親が安心して子育てができ、育児不安が軽減されるよう、ベビープログラムにより多くの方々にご参加いただけるよう啓発を行い、子育ての孤立、虐待防止につなげてまいりたいと考えております。ベビープログラムを進行していただくファシリテーターや子育て支援ボランティア、ファミリーサポート援助会員や地域にお住まいの子育ての先輩方に子育て支援するという立場でご活躍いただきながら、葛城市の子どもを地域ぐるみで育てていけるよう啓発してまいります。

加えて、子育て中の親子がきずなを感じながら、地域で安心して子育てができることを目的とする地域での居場所づくり、子育てサロン助成事業を行う社会福祉協議会に対し、引き続き支援をしてまいります。

子ども達の安全確保。磐城小学校附属幼稚園においては、幼稚園舎の耐震化を図るため、全面改築の実施設計を引き続き実施してまいります。

学校運営協議会の拡大。平成25年度、平成26年度に文部科学省の研究委託を受け、新庄小学校が県下でも先駆的に設置した学校運営協議会でございますが、その成果に学びつつ、平成27年度には全ての小学校に設置いたしました。新年度は中学校にも学校運営協議会を設置し、市内全小・中学校をコミュニティスクールといたします。それにより、地域や保護者の皆様の多様な教育力を活用させていただき、学校教育の充実を図るとともに、地域と学校との結びつきをこれまで以上に強めてまいります。

学校教育の充実。公益財団法人日本サッカー協会が実施しておりますJFAこころのプロジェクト夢の教室を、平成26年度は新庄北小学校及び磐城小学校、平成27年度には新庄小学校、忍海小学校、當麻小学校の5年生を対象とする委託事業として実施いたしました。児童が夢を持つことの大切さと仲間と協力することの大切さを十分学ぶことができる、大変すばらしいものでございました。そこで、新年度においては、市内全小学校の5年生を対象として実施することといたします。

また、市の歴史や文化遺産等を学ぶ事業につきましても、引き続き多様な計画を立案し、実践を通して郷土を愛し誇りを持つ心情や態度の育成を図ってまいります。

学校・地域パートナーシップ事業。学校教育の充実と地域、家庭の教育力向上を図るため、市内各小・中学校に学校支援地域コーディネーターを配置するとともに、学校支援ボランティアの派遣等を行い、環境整備支援活動等を中心に推進しているところでございます。また、平成24年度まで取り組んでまいりました学校・地域連携事業の実績を生かしながら、新年度も引き続き学校ごとに設置いたしました学校コミュニティ協議会を中心に、地域との一体化を図りつつ、子どもたちが生き生きと活動できる学習環境をつくるとともに、地域の教育力向上を目指し、学校、家庭、地域が協働して子育てや教育に臨む仕組みを構築してまいります。



読書推進と地域を支える人づくり。市民の皆様の多様なニーズに対応する資料や情報の収集、提供に努めるとともに、市民の皆様の利便性を高めるためにブックポストを増設し、赤ちゃんから高齢者まで全ての市民が気軽に利用でき、暮らしに役立つ図書館を目指してまいります。また、平成27年6月に策定した葛城市子どもの読書活動推進計画に従って、葛城市の未来を担う子どもたちが豊かな感性を育む本に出会い、健やかに成長できるよう、学校、幼稚園、保育所との連携を更に深めるとともに、家庭及び地域との協力を進めながら、読書活動の推進に努めてまいります。

## 2、福祉。

障がい者福祉の充実。障がい児支援につきましては、児童福祉法に基づき、早期発見、早期療育や身近な地域での支援の充実が求められているところでございます。本市におきましても、更に支援を充実させるとともに、質の向上に努めてまいります。

精神障がい者支援につきましては、精神障害者保健福祉手帳1級所持者に対しまして、平成27年度から全診療科の入院、通院に係る医療費助成を行ってまいりましたが、新年度からはその対象者を精神障害者保健福祉手帳2級所持者にまで拡充してまいります。障がい者を取り巻く社会的な環境は、たびたびの法改正等で目まぐるしく変化し続けております。平成28年4月1日には障害者差別解消法が施行され、奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例も全部施行されます。障がい者がその障がいを理由として差別されることがないように、また、合理的な配慮にも努め、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、関係機関、相談支援事業所、サービス提供事業所等と連携し、適切なサービスの提供ができるよう取り組んでまいります。

生活困窮者・生活保護受給者への支援。今なお全国的に生活保護受給者、生活困窮者が増加傾向にあり、国としても生活保護に至るまでの自立支援策の強化及び生活困窮者に対する包括的、個別的な支援を目指して、第2のセーフティネットと呼ばれる生活困窮者自立支援事業が平成27年4月から施行されました。本市におきましても、自立相談支援事業、住宅確保支援事業の運用を行っております。また、就労支援制度を活用し、就労による自立に向けハローワークと連携して、毎月、巡回相談、就労自立支援セミナーを開催することにより、早期就職を目指しております。今後も、生活困窮者に対しまして社会福祉課が相談の窓口となり、総合的な支援に取り組むとともに、自立支援の推進に当たりましては、関係部署や社会福祉協議会、ハローワークとも連携を密にして、適切な支援や助言等を行ってまいります。

臨時福祉給付金。低所得者の方に対し、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、臨時福祉給付金の支給を引き続き行ってまいります。

高齢者福祉・地域支援の充実。我が国において、諸外国にも例を見ないスピードで高齢化が進行しておりますが、本市にあっても全く例外ではございません。団塊の世代が75歳以上となる平成37年以降は、医療や介護の需要が更に増加することが見込まれています。重度の要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現という課題に取り組んでまいります。その一環として、地域の自助、共助

のもと、ひとり暮らしの方への生活支援、介護予防、健康増進サービスを提供できる体制の構築とその地域づくりを推進し、日常生活の支援や見守り等、地域で支える体制づくりの充実、強化を行ってまいります。また、元気な方に対する仲間づくりや生きがいづくり及び社会参加の促進等、介護予防事業への参加促進に向けての啓発も推進してまいります。

次に、新たな包括的支援事業としての在宅医療介護連携推進事業において、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を目指してまいります。さらに、生活支援体制整備事業では生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の社会参加や生活支援の充実を図ってまいります。そして、認知症施策では引き続き認知症サポーターの育成、認知症カフェの継続など、認知症に関する知識の普及と理解の促進を図ってまいります。介護予防・日常生活支援総合事業への移行をスムーズに行うため、介護予防事業の充実を図るとともに、介護給付の適正化の推進など、介護保険事業の公平、公正かつ効率的な運営を行ってまいります。

健康づくりの推進。健康なまちづくりを推進するための第2期葛城市健康増進計画「きらり葛城21」をもとに、生活習慣の改善、生活習慣病の予防に取り組み、子どもから高齢者まで健康で明るく、生き生きと輝く活気のある住みよい葛城市を目指し、各種団体や関係機関と連携して健康づくりを推進してまいります。また、新年度も引き続き健康増進を目的として、ウォーキングスタイリストによるウォーキング教室を実施し、健康意識を高めるとともに市民の健康支援に努めてまいります。

特定健康診査につきましては、1人でも多くの市民の皆様にご受診していただけるよう、さまざまな機会を利用して周知を図り、受診しやすいよう健診にも工夫を凝らし、健診結果による特定保健指導等、生活習慣病の予防に努めながら、健康支援を行ってまいります。

スポーツ活動の振興。新年度におきましても引き続き著名なアスリートをアドバイザーとして招致し、豊かな経験と卓越した技術をもとに講演や実技指導等をいただく、葛城市スポーツアドバイザー制度を継続し、スポーツに親しみ、楽しみながら体力づくりや技術の向上が図れるよう努めてまいります。また、より多くの市民の皆様にご親しんでいただけるよう、各種スポーツ教室や体育祭を初めとした数々の教室や大会などを引き続き開催するとともに、体育協会と連携を密にし、市民の皆様にご喜んでいただけるよう創意工夫を凝らした競技種目及び競技内容となるよう努めてまいります。

加えて、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が、競技としてのスポーツではなく、健康増進及び体力の維持を図り、地域のコミュニケーションの活性化にも貢献できるようなスポーツクラブの設立に向けても、引き続き取り組んでまいります。

芸術・文化活動の振興。芸術、文化の振興につきましては、中央公民館、新庄・當麻両文化会館連携のもと、市民の皆様が多様な芸術文化にふれることを通して、心豊かな人づくりができるよう努めてまいります。また、地域での生涯学習活動を推進するため、多様なニーズにお応えできる各種教室、講座等を提供するとともに、市民の皆様にご地域の公民館活動等にも積極的にご参加いただけるよう、生涯学習意欲の向上を図ってまいります。

冒頭においても少しふれさせていただきましたが、平成27年度に初の試みとして葛城発信アートFAIR2015を開催いたしましたところ、市内外から多くの方々から芸術作品を出展

いただきました。そして、それらの作品は、フェアの開催に際し多大なご協力をいただいた當麻寺や周辺の民間ギャラリーを初め、ゆうあいステーションや相撲館において展示をさせていただきました。その結果、期間中1万2,000人もの方々にご来場いただき、大盛況のうちに幕を閉じました。新年度も引き続き開催させていただき、当初、フェア開催に当たってのスローガンとして掲げておりました、地域一帯が大きな美術館となるようにより一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

心豊かな人づくり。人権施策につきましては、一人一人の人権が尊重されるまちづくりに向けた取り組みとして、市民集会を初めとする多様な研修会を開催し、あらゆる差別の解消を目指して、関係機関・団体等とそれぞれの主体性を尊重しながら連携し、推進に努めます。

次に、男女共同参画社会の実現を目指した取り組みとしては、パネル展示やセミナー、ドメスティックバイオレンスの根絶を目指したパープルリボン運動等の啓発活動と、新年度よりフェミニストカウンセラーによるフェミニストカウンセリングを実施いたします。この取り組みによって、性別にとらわれない個々の能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会への意識改革の雰囲気づくりに努めてまいります。

### 3、安全・安心。

市民の安全の確保。犯罪に対する市民の不安を解消していくために、子どもの避難場所、駆け込み先として子ども110番の家の設置を引き続き行ってまいります。それとともに、地域で自主防犯活動を行っておられる自主防犯組織を支援しながら、街路を照らす街灯の設置補助、引き続き青色防犯パトロールカーによる市内巡回も実施し、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。また、市民の皆様の安全で平穏な生活を不審者等から守るため、警察等と連携して犯罪抑止の啓発を行っていきます。

次に、交通安全対策につきましては、交通安全母の会や交通対策協議会等の皆様に引き続きご協力いただくとともに、交通指導員による指導、啓発等を通じて交通事故の防止に努め、危険な箇所につきましては啓発看板を設置してまいります。また、定期的な巡回等により道路の維持、補修に努めてまいります。さらに、子育て支援の一環として実施している幼児2人同乗用自転車の新規購入につきましても、安全基準に適合する自転車に限り購入費用の補助を引き続き実施してまいります。

自然災害や火災等への安全性の向上。東日本大震災や台風等による災害の教訓を生かし、市民一人一人の防災意識を高め、かつ災害から身を守るため、地域住民と行政が連帯して各大字の危険箇所や避難経路、避難場所等について記載した地域防災マップの活用を図るとともに、災害発生時に活躍が期待される自主防災活動を支援するため、防災活動の援助、地域防災訓練につきましても引き続き実施してまいります。

さらに、災害時要援護者への支援等につきましても、市民一人一人のきずなを深め、いざというときに助け合える、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

また、近い将来に発生が想定される南海トラフ地震に備え、災害時応援協定の充実を図るとともに、既存木造住宅の耐震化を促す耐震診断支援事業や耐震改修工事補助事業を継続して実施し、地震の発生に備えるまちづくりを目指すとともに、昨今の異常気象による災害等

に対応するため、葛城市地域防災計画の見直しを行い、さらに、地域防災力の充実強化のため、市民から成る自主防災組織の強化を図り、災害発生時には自主防災組織、消防団、消防署、災害対策本部が一体となって被害の軽減に努めてまいります。また、火災発生時に迅速な消火、救助活動ができるよう、消火栓の設置など、大字と協議しながら推進してまいります。

市民生活の安心感の向上。架空請求、悪徳商法、ネット利用に伴うトラブル等、複雑化する消費者問題に対応するため、消費者相談窓口につきましては引き続き御所市との間で広域連携を実施し、本市は毎週月曜日、御所市は毎週木曜日に相談の機会を設け、いずれの市におきましてもご相談いただける体制を整えます。また、消費トラブルの未然防止に向けた消費者教育や啓発活動を推進し、消費者の安全・安心を確保できるよう継続的に取り組んでまいります。

また、就職支援として、働きたい人が働けるまちづくりを実現するため、関係機関と連携するとともに、就業に関する無料相談を実施いたします。加えて、市役所の窓口においてハローワーク求人情報を閲覧できる環境も整備いたします。

事故や病気に対する安心感の向上。感染症の発症予防対策として、予防接種法に基づく定期の予防接種の重要性を周知するとともに、積極的にその接種勧奨を行ってまいります。また、がんの早期発見、早期治療につなげるため、特定年齢に達した方に子宮がん、乳がん検診の無料クーポン券を配布して受診勧奨を行います。また、各種がん検診の未受診者に対する受診勧奨もあわせて実施し、受診率が一層向上するように努めてまいります。

妊産婦の救急対応につきましては、休日夜間の産婦人科一次救急医療体制に参加し、安心して妊娠、出産できる環境づくりに努めてまいります。また、休日夜間及び年末年始の救急対応といたしましては、葛城地区休日診療所とともに、小児の深夜診療のため、橿原市休日夜間応急診療所による応急診療への負担も引き続き行い、救急時医療体制の確保に努めてまいります。

食育・食に対する安心感の向上と推進。食は生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるものですから、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実施することが重要でございます。新年度も葛城市食育推進計画に基づき、ライフステージに応じた正しい食生活の推進と、市民一人一人が健康づくりに積極的に取り組んでいけるような支援を行ってまいります。また、安全・安心な食材を選択する力や健全な食習慣を身につける基礎を培い、食習慣の改善と生活習慣病予防に取り組むとともに、関係機関と連携を図りながら健全な食育の推進に努めてまいります。

保育所におきましては、乳幼児期の食習慣こそ食を営む力の基礎となるものであることから、引き続き発育・発達段階に応じた豊かな食の体験の積み重ねができるよう、取り組んでまいります。また、一人一人の発達段階に合わせた離乳食や症状に合わせたアレルギー除去食を保護者とも共通理解を図りながら提供してまいります。給食では少しでも多くの地産食材や奈良、葛城の郷土料理を取り入れ、できるだけ和食を中心とした献立を提供いたします。また、望ましい食習慣や食事のマナー、食べ物の大切さや感謝の気持ちの育成等、発達段階

に応じた食育の推進を菜園、クッキング活動等の体験を通じて充実してまいります。

次に、幼稚園、小・中学校の給食につきましても、給食の材料購入助成を引き続き行いながら、保育所と同様に食育の推進を図るとともに、今後も調理や献立に工夫を凝らし、安全でバランスのとれた栄養豊かで魅力のある給食を提供してまいります。また、収穫してからすぐに届けられる生産者の顔が見える地元の新鮮な野菜等を材料に取り入れ、地産地消を推進してまいります。さらに、食の安全・安心はもとより、おいしく、できるだけ多くの子どもたちが食べられるよう、アレルギーにも対応した給食の提供に努めてまいります。

国民健康保険事業・後期高齢者医療制度の運営。国民健康保険につきましては、国民皆保険の中核として、地域住民の医療の確保、健康の保持増進に大きく貢献してまいりましたが、被保険者の高齢化や医療費の増加、保険税収入の減少等により厳しい財政運営が続いております。このような状況のもと、国におきましては持続可能な国民健康保険制度を構築するため、公費負担を拡充し、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村との適切な役割分担のもとで運営していく方針を示し、県市町村とともに円滑な実施に向けて検討していくこととされています。

生活習慣病の早期発見、重症化の予防、改善を図り、被保険者の健康を守るために取り組んでおります特定健康診査、特定保健指導につきましては、第2期実施計画に基づき、受診勧奨、節目年齢対象者への無料クーポン券交付等の保健事業を引き続き実施し、受診率の向上に努めてまいります。

また、後期高齢者医療制度につきましては、保険料の軽減措置や納付方法の見直し等、制度の定着を目的としたさまざまな改善策が実施されてまいりました。本市におきましては、後期高齢者医療保険の被保険者の方々にとって安心できる制度として、安定的な運営が図られるよう、広域連合と連携を密にし、被保険者の立場に立って取り組んでまいります。

#### 4、環境。

快適な生活環境の保全。本市の生活環境を保全し、美しいまちづくりを推進するため、違反簡易広告物追放団体等による貼り紙等の違反広告物の除去活動や市内一斉清掃等の推進、そして、各地域環境委員会のご協力により不法投棄の監視体制の強化を実施してまいります。また、ごみの減量化の施策として、従来から実施しております「おひさま堆肥事業」をNPO法人と協働して更なる拡充を目指すとともに、生ごみ処理機購入助成制度及び再生資源集団回収助成制度も引き続き実施してまいります。

次に、地域新エネルギービジョンにつきましては、平成26年度から引き続き新エネルギー等システム設置補助事業といたしまして、住宅用太陽光発電システム並びに家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置に対する補助金の交付を継続して実施いたします。さらに、地球温暖化防止対策として、公共施設への再生可能エネルギーシステムの導入事業を進め、市の事務事業等から発生する温室効果ガスの削減にも努めてまいります。

次に、火葬炉の老朽化に対応するため、新年度より大規模改修工事を順次実施し、ご不便をおかけしないよう万全を期してまいります。

新クリーンセンターの建設につきましては、平成29年4月の稼働を目指し、引き続き建設

工事を進めてまいります。それとともに、新たなごみの分別やその収集方法につきましても広報、説明会等を通じ皆様にお知らせし、新体制での収集処理がスムーズに移行できるよう努めてまいります。また、新庄クリーンセンターにつきましては、新クリーンセンターの稼働後速やかに解体を行い、その跡地にこれまで焼却していた剪定枝や野菜残渣等のバイオマス資源を有効活用できる堆肥化施設の建設を予定しております。新年度は解体の準備を行い、堆肥化施設について地元と具体的な協議を進めてまいります。

下水道事業につきましては、新年度も引き続き一部地区の管渠布設工事を実施いたしますとともに、平成27年度には水洗便所改造助成条例において、その適用範囲等を拡大させていただくことにより一層の水洗化促進に努めてまいります。

自然環境の保全。森林資源の保全につきましては、奈良の元気な森林づくり推進事業として、施業放置林整備や獣害に強い里山づくり事業、森林とのふれあい推進事業等を実施するとともに、植栽による景観向上推進事業を実施し、森林及び里山の機能回復に努めてまいります。それと同時に、山麓地域に被害が増大しておりますイノシシ等の鳥獣害対策につきましては、鳥獣害防止対策協議会におきまして、被害地域の方々や関係団体との連携を密にしながら被害防止に努めてまいります。

次に、水道事業につきましては、新年度も原水確保に関係地域のご理解とご協力をいただきながら、県営水道より78万トンの受水を行い、水質の安全対策に万全を期すとともに、各浄水施設の設備改良や配水管の布設替工事等を引き続き行い、更なる安定供給を図ってまいります。

吸収源対策公園緑地事業。本事業は、社会資本整備総合交付金事業として実施する地球温暖化対策を一層推進することを目的とし、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の整備または公園施設の緑化を推進するものでございます。引き続き関係者のご理解とご協力をいただきながら、市民の皆様の憩いの場となる公園緑地づくりを進め、緑を身近に実感できるコミュニケーションの場としてご利用いただけるよう取り組んでまいります。

## 5、基盤整備。

日常生活の利便性の向上。新市建設計画事業に位置づけられた尺土駅前周辺整備事業につきましては、引き続き関係者のご理解とご協力をいただきながら、事業の推進を図っております。また、工業地域の活性化及び安全性の向上のため、葛城川東側線の整備事業を引き続き推進してまいります。

地域活性化事業の新 道の駅施設整備につきましては、本年秋のオープンに向け事業を推進してまいります。

効率的で効果的な行財政運営。市税の公平、公正を期し、自主財源の歳入を確保するため、24時間いつでも納付できるコンビニ収納を活用し、納期内納付の啓発を引き続き行うとともに、滞納処分等により市税収納対策の強化を図ってまいります。一方、現在の厳しい社会情勢の中で、納期内納付が困難な方には、その生活実態の把握に努めながら適切な収納対応を心がけてまいります。

すむなら葛城市事業。本市は合併以降、人口増加の傾向をたどってきましたが、この先、

積極的な対策を講じないと、他の市町村と同様に将来的には人口減少に転じることが懸念されています。人口減少がもたらす影響といたしましては、少子高齢化に伴う医療費支出の増加、社会保障の問題、高齢化に伴う相互扶助力や地域防災力の低下、税収の減少等さまざまなマイナス要因が考えられます。このため、冒頭でもふれさせていただいたように、市内でみずから居住される住宅の新築や中古住宅を取得した方に対しまして補助金を交付させていただき、すむなら葛城市住宅取得補助金事業を実施してまいりました。新年度においては、国の地方創生事業に伴い作成した葛城市総合戦略に基づき、本市の魅力を県外に発信することで葛城市の認知度やブランド力をアップさせることにより定住者の増加を図り、活力あるまちづくりの推進と地域経済の活性化を図ってまいります。また、現行のすむなら葛城市住宅取得補助金事業に子育て加算金を加えて、子育て世帯の方々にもより多く定住していただき、活気のあるまちを形成してまいります。

#### 6、産業・観光。

地域産業の振興。まず、企業誘致につきましては、工業系ゾーンとして設定されている薑、新村、新町地区において、今後も県との連携を図りながら、優良企業等の誘致の受け入れを優先的に行い、他の地区におきましても、地域振興産業の受け入れを関係機関のご協力をいただきながら、積極的に推進してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、持続的な経済成長のための経済財政対策が推進されてはいるものの、市内企業を取り巻く環境はまだまだ厳しい状況でございます。新年度も中小企業資金融資制度、中小企業者経営改善資金利子補給、小規模事業者特別小口融資保証料助成を引き続き実施するとともに、新たに創業支援資金を加え、商工業の振興を図り、中小企業者の経営安定、合理化に向けた支援を行うとともに、保証協会や金融機関より情報収集を行い、更なる利用者の拡大を図れるよう検討してまいります。加えて、商工会運営補助等の支援を行い、商工会との連携を密にしながら、商工業者が求めておられる支援制度や行政の新しい役割に向けて取り組んでまいります。

次に、本市における農業につきましては、担い手不足、高齢化、耕作放棄地の増加等、非常に厳しい状況でございます。このことを踏まえつつ、平成27年度より新規の就農希望者に対し就農塾を開設し就農支援を行っておりますが、引き続き新年度におきましても、新規参入の受け入れ体制を整えていき、また、地産地消を推進するため、葛城ブランド認証制度を創設してまいります。このように、就農支援や農業産業の活性化に取り組んでいくとともに、平成25年12月に閣議決定された農林水産業地域の活力創造プランに基づき、また、平成26年6月20日に農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が制定されたことにより、日本型直接支払制度として農地資源向上活動を実施し、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援してまいります。

また、葛城山麓地域7カ大字により設置されております葛城山麓地域協議会におきまして、農村資源を生かした地域づくり事業に取り組んでいただき、山麓地域の農村資源を生かした地域づくりについてや、地域農業のあり方についての検討を進め、地域農業の活性化と地域間相互の豊かで潤いのある生活設計を目指しております。本市といたしましても、相互協力

しながら、本市の新しい農業の地域ブランドの確立に向け取り組んでまいります。

「ゆめフェスタ in 葛城」につきましては、市民の皆様交流の場を提供し、市内商工業、観光、農林業を初め全ての産業の活性化を図り、そこに健康づくりも一体化させることにより、より魅力のある元気なまちづくりの推進を目的として、引き続き実施してまいります。また、農業と商業を結びつけるための地域活性化事業につきましては、本年秋オープン予定の道の駅かつらぎとの連携による相乗効果を図り、引き続き関係者のご理解とご協力をいただきながら、積極的に事業を推進してまいります。

次に、土地改良事業につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業等を実施し、生産基盤と農村生活環境の整備を推進してまいります。

歴史・文化の保全と交流の促進。市内には重要な文化財が数多く残されています。これらの文化財を守り、後世に伝えるため、文化財保存事業や遺跡発掘調査等を国や県とともにを行い、大切な文化財の保全を図ってまいります。事業の主なものとしては、市内各所の国宝、重要文化財等の指定文化財保存修理等に対する事業助成や史跡地の緑化環境保全、市内遺跡の発掘調査等でございます。

次に、歴史博物館では、春季に企画展「大和と河内・堺の往来－江戸時代の竹内街道と大和川－」と題して、江戸時代における葛城及びその近隣地区と文化、経済などにおいて深い交流のあった河内、堺の関係について関連資料を集め、これまで知られていなかった詳細を明らかにし、当時の人々の往来の様子をご紹介します。また、秋季には特別展「葛城古寺探訪－二上・葛城・金剛山麓の古代寺院－」と題し、飛鳥・白鳳時代のころに築かれ、豊かな仏教文化を花開かせた葛城市内の古寺を中心に、葛城地域の古代寺院を取り上げ、葛城地域の古代寺院の特色をご紹介します。

観光の振興につきましては、大阪市内から約30分、関西国際空港から約50分という地の利を生かし、世界に誇れる豊かな自然や歴史遺産等を有する葛城市の魅力を高め、国内はもとより海外の観光客が訪れたいまちを目指してまいります。観光行政は市単独で事業を行うより、近隣地域と連携し広域的に取り組むことにより効果が大きくなります。近隣5市町で構成される葛城地域環境協議会を初め、大阪府、奈良県を含む竹内街道・横大路沿線自治体で構成する竹内街道・横大路（大道）活性化実行委員会、また、和歌山県を含むダイヤモンドトレール活性化実行委員会の一員として、引き続き地域のPR活動を行いますとともに、周辺の活性化、歴史空間の保全、創造を目標に、葛城市の魅力をもっと発信して、ブランド化に取り組んでまいります。また、インバウンド政策として、他の観光地と差別化を図るために、相撲発祥の地葛城市として、ほかにはないオリジナルなおもてなしで誘客に努め、国内はもとより海外にもその文化遺産を積極的に発信してまいります。相撲館におきましても活性化に取り組み、相撲部屋の合宿誘致や展示資料の企画展等を行い、来館者の増加を目指してまいります。

以上、新年度の市政運営に重要な施策について、るるご説明を申し上げます。平成28年度予算を編成するに当たり、可能な限り国等の制度や民間活力を有効に利用し、本市財政にはできるだけ負担をかけないよう創意工夫を凝らしました。また、経常的な費用につきまし



ては、極力無駄を省いためり張りのある予算編成をさせていただきました。私の市政運営は2期目の総仕上げの年を迎えますが、まだまだ道半ばでございます。1期目の市長就任以来皆様方とともに築き上げてまいりました、財産とも言うべき数々の施策を今後ますます盤石なものにするためには、本年度は非常に重要な年になるものと覚悟をいたしております。そのためにはしっかりと地に足をつけ、時間の許す限り、市民の皆様方と身近に接する機会を設けまして、忌憚のないお声を聞かせていただくとともに、あらゆる方面から有益な情報を得て、着実に市政に還元させてまいります。まちは市民の皆様のものであります。そして、住みよいまちは市民の皆様方自身が住みよくしていきたいという思いによって実現いたします。今後もそのような皆様の思いに応えるため、職員ともども一丸となって精いっぱい公務に努めてまいりますので、議員の皆様を初め市民の皆様方のご支援とご協力を心からお願いを申し上げますとともに、本定例会に提案させていただいております、平成28年度当初予算案を初め諸議案につきまして、適切なるご決定を賜りますよう、ご審議のほどよろしくをお願いを申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

**赤井議長** 施政方針は以上であります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時34分

再 開 午前11時45分

**赤井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に移ります。

日程第4、議第1号、葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

**寺田事務局長** 命により、朗読いたします。

議第1号、葛城市教育委員会委員の任命について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

記

住所 葛城市太田●●●

氏名 西川吉昭

昭和●年●月●日生

平成28年3月7日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

**赤井議長** 本案につき、提案理由の説明を求めます。

山下市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第1号、葛城市教育委員会委員の任命につきまして、提案理

由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育委員会委員の川村泰男氏が平成27年9月30日付をもって辞職されたことに伴い、新たに西川吉昭氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めらるるものでございます。

西川氏は40年間地方公務員として勤務され、平成23年から平成26年までは葛城市農業委員として、また、現在は児童・生徒の登下校を見守るパトロールの活動をされており、人格が高潔で教育、子育て及び地域文化に関する高い識見を有しておられ、最適任者であると認められます。

よって教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものでございます。

よろしくご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

**赤井議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第1号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第5、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

生野副市長。

**生野副市長** ただいま議題となりました報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして、土地開発公社の平成28年度の予算書によりましてご説明申し上げます。

まず初めに、土地開発公社予算書1ページを開いてください。第1条、平成28年度葛城市土地開発公社の予算は次に定めるところによるようになっており、第2条、収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が3,304万2,000円、収益的支出は3,222万2,000円となっております。

次に、第3条、資本的収入及び資本的支出の予算額でございますが、資本的収入が6,325万円、資本的支出が9,537万2,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の3,212万2,000円は、損益勘定留保資金をもって補てんするものとなっております。

次に、第4条、借入金でございますが、限度額を35億円と定めております。

次に、予算内容の説明でございますが、4ページから7ページでご説明いたします。

まず、4ページを開いてください。

事業計画書になりますが、まず、取得事業明細でございます。公有用地の取得事業といたしまして5,000万円の枠取りをしております、取得事業合計5,000万円でございます。

次に、2つ目といたしまして、売却事業明細でございますが、尺土駅前周辺整備事業用地といたしまして、売却原価が土地1筆、308.5平方メートルで2,101万8,000円。売却収益といたしまして、2,166万7,000円。

次に、柿本・笛堂地内道路事業用地といたしまして、売却原価が土地7筆、296.02平方メートルで、補償も含めまして1,110万4,000円。売却収益といたしまして1,121万5,000円でございます。

売却事業合計が売却原価で3,212万2,000円で、売却収益が3,288万2,000円でございます。

次に、6ページをお願いします。

平成29年3月31日までの予定損益計算書でございます。1番目の事業収益といたしまして、公有地取得事業収益が3,288万2,000円。

2番目の事業原価といたしまして、公有地取得事業原価が3,212万2,000円。差引事業総収益といたしまして76万円でございます。

3番目の一般管理費といたしまして10万円で、事業損失として10万円でございます。

4番目の事業外収益といたしまして、受取利息が1万円、雑収益が15万円、事業外収益合計が16万円でございます。

事業総収益76万円から事業損失10万円を差し引き、これに事業外収益16万円を加え、経常利益といたしまして82万円、当期純利益といたしまして同額の82万円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

平成29年3月31日の予定の貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、流動資産の現金及び預金が686万6,000円、公有用地が5,000万円、代行用地が4億136万2,000円、流動資産合計4億5,822万8,000円、資産合計4億5,822万8,000円でございます。

負債の部といたしまして、流動負債の借入金が3億3,689万8,000円、未払金がゼロ円で、流動負債合計が3億3,689万8,000円、負債合計3億3,689万8,000円でございます。

資本の部といたしまして、資本金の基本財産が500万円で、資本金合計500万円でございます。

次に、準備金といたしまして、前期繰越準備金が1億1,551万円、当期純利益82万円、準備金合計1億1,633万円、資本金合計1億2,133万円でございます。負債資本合計4億5,822万8,000円となり資産合計額と同額でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

**赤井議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本件につき、提案理由の説明を求めます。

生野副市長。

**生野副市長** ただいま議題となりました承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについてでございます。

平成27年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、葛城市税条例の一部を改正する条例を昨年12月議会において提案し、議決を得たところでございますが、平成28年度与党税制改正大綱において個人番号の利用の取扱いが見直されたことを受け、本年1月から適用すべき部分を改正するため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年12月28日付で専決処分を行ったものでございます。

改正内容といたしましては、市民税と特別土地保有税の減免の申請時に必要とする個人番号の記載についての規定を削り、個人番号の記載を不要とするものでございます。施行日は公布の日からでございます。よろしく承認賜りますよう、お願い申し上げます。

**赤井議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより承認第1号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7、議第2号から日程第23、議第18号までの条例の制定及び一部改正17議案を一括議題といたします。

本17議案につき、提案理由の説明を求めます。

生野副市長。

**生野副市長** ただいま議題となりました議第2号から議第18号までの17議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第2号、葛城市行政不服審査会条例を制定することについてでございます。本

案につきましては、行政不服審査制度が公平性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実拡大の観点から、全面的な改正がされたことによるものでございます。改正後の行政不服審査法では、自治体に対する不服申し立ての審理における客観性、公平性を確保するため、不服申し立てに対する判断の妥当性について審査を行う第三者機関を設置することとされております。そこで本市におきましても、法に基づき、第三者機関として行政不服審査会を設置しようとするものでございます。施行日は4月1日でございます。

次に、議第3号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、行政不服審査法の全部改正により、異議申し立ての手続を廃止し、不服申し立ての手続を審査請求に一元化。審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続の導入、審査請求することができる期間を従来の60日から3カ月に延長などの改正がされたことに伴いまして、葛城市情報公開条例のほか9つの条例において、引用法令の改正、文言整理等を行うものでございます。施行日は本年4月1日でございます。

次に、議第4号、葛城市個人番号カードの利用に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の規定に基づく個人番号カードの多目的利用といたしまして、図書館資料の貸し出しのためのカードとして利用することに関し、必要な事項を条例で定めるものでございます。施行日は公布の日からでございます。

次に、議第5号、葛城市職員の退職管理に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、平成26年5月14日に地方公務員法、地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布されたことに伴う地方公務員法の改正により、職員の退職管理の適正の確保について定められたことを受けまして、本条例を制定するものでございます。

主な内容といたしましては、国の部課長級相当職に就いていた再就職者による働きかけの規制と、管理または監督の地位に就いていた者の再就職情報の届け出の義務づけを規定するものでございます。施行日は本年4月1日でございます。

次に、議第6号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましても、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布による地方公務員法の改正によるものでございます。葛城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例のほか、5つの条例において法律の引用箇所を項ずれ、職員の退職管理の状況の報告、人事評価制度の導入に伴う所要の改正を行うものでございます。施行日は本年4月1日でございます。

次に、議第7号、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う、関係条例の整理に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、平成27年9月4日に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴う、農業委員会に関する法律の改正によるものでございます。これによりまして、葛城市職員定数条例及び葛城市実費弁償条例において、当該法律の引用箇所の条ずれの改正を行うものでございます。施行日は本年4月1日でございます。

次に、議第8号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す

る条例を制定することについてでございます。本案につきましては、平成27年6月24日に学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことによるものでございます。これにより、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び葛城市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例において、学校の規定に義務教育学校を加える改正等を行うものでございます。施行日は本年4月1日でございます。

次に、議第9号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、平成27年の人事院勧告どおり国家公務員の給与改定が行われ、本市におきましても国家公務員に準じた措置を講ずるため、本条例の改正を行うものでございます。主な内容といたしましては、本市の議会議員に対して支給する期末手当を年間3.1月から0.05月分引き上げ3.15月とするもので、本年度12月期で0.05カ月分引き上げ、平成28年以降は6月期と12月期に分けて、それぞれ0.025月分引き上げるものでございます。施行日は公布の日及び本年4月1日でございます。

次に、議第10号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本市の常勤の特別職に対して支給する期末手当を、ただいま説明申し上げました議会議員に対するものと同様に引き上げるものでございます。

次に、議第11号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、まず、官民較差を埋めるため、平成27年4月1日にさかのぼりまして給料表の改正を行うものでございます。給料表につきましては、平均0.4%の引き上げを行うものでございます。次に、期末手当の年間支給割合を現行の4.1月から0.1月引き上げ4.2月といたしまして、本年度12月期の勤勉手当で0.1月分引き上げ、平成28年度以降は6月期と12月期に分けて、それぞれ0.05月分引き上げるものでございます。また、地域手当の率につきましては、段階的に6%に引き上げるとしておりましたが、民間給与との較差を解消するため、本年4月1日から条例に定める支給割合とするものでございます。

次に、議第12号、葛城市公民館条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本市の公民館分館のうち林堂分館が認可地縁団体である林堂本郷自治会により移転、新築されたことに伴いまして、本条例の規定から林堂分館を削る改正を行うものでございます。施行日は公布の日からでございます。

次に、議第13号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、まず、小規模保育事業所等に配置する保育士の数の算定において、保健師または保護司を1人に限り保育士とみなすことができる規定に准看護師を加えるもので、公布の日から施行するものでございます。

次に、小規模保育事業所等の職員配置に係る特例を設けるもので、本年4月1日から施行するものでございます。また、小規模保育事業所等の設備の基準において、避難用の屋内階段の要件を改正するもので、本年6月1日から施行するものでございます。

次に、議第14号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、来年度から市立幼稚園において一時預かり事業を実施することに伴いまして、その利用料の額を定め、また、市立保育所における一時預かり事業の利用料の額を改定するものでございます。施行日は本年4月1日でございます。

次に、議第15号、葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、平成27年2月12日に介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、地域包括支援センターの職員である主任介護支援専門員を更新制とし、更新時に研修を要する改正等を行うものでございます。施行日は本年4月1日でございます。

次に、議第16号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年2月5日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等が公布されたことに伴い、本条例の基準となる省令が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護において、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置を義務づけるものでございます。施行日は本年4月1日でございます。

次に、議第17号、葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、平成27年6月24日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、客にダンスをさせる営業に係る規制等が見直されたことを受けまして、本条例中のパチンコ店の定義について、法律の引用箇所の号ずれの改正を行うものでございます。施行日は本年6月23日でございます。

最後に、議第18号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年2月24日に非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により他の法律による年金たる給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率の改定を行うものでございます。施行日は本年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

**赤井議長** これより質疑に入りますが、本17議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第2号、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第9号、議第10号、議第11号、議第17号及び議第18号の11議案については総務建設常任委員会に、議第8号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号及び議第16号の6議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第24、議第19号、財産の取得についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

生野副市長。

**生野副市長** ただいま議題となりました議第19号、財産の取得につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市道の駅かつらぎが本年秋に開業することに伴いまして、地域振興棟内の飲食販売施設の必要な厨房機器一式を取得しようとするものでございます。取得予定金額は8,856万円で、指名競争入札によりホシザキ京阪株式会社を取得の相手方とするもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

**赤井議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 議第19号の財産の取得について、若干お伺いしておきたいと思っております。

本財産の取得について、ここにあります葛城市建設工事等入札結果一覧表、平成28年2月18日執行分という資料がございます。この資料を見てみますと、工期等の中で平成28年3月31日、このようになっているわけでありまして。現在、仮契約の段階で本案が可決されるのは、本3月定例議会の最終日ですから、3月25日になるわけでありまして。基本的には契約が成立して議会在議決した上で成立する、こういうことになっておりますので、25日に契約が成立して3月31日に工期、いわゆる納品の期限ということであれば、6日しかないわけで、実際にこのような工期というか期間で納入できるのかどうかお伺いしておきたい、このように思います。

**赤井議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** 産業観光部の下村でございます。どうぞよろしく申し上げます。ただいまの白石議員のご質問でございます。

葛城市道の駅かつらぎの地域振興棟の厨房機器の購入の入札につきましては、平成28年2月18日に行われたわけでございますが、納入期日につきましては、平成28年3月31日となっておりますが、この内容につきましては繰越しをお願いしている状況でございますが、契約段階で契約終了後、繰越しを承認いただきまして、また契約変更したいと考えております。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 下村部長の方からご答弁をいただきました。繰越しを計画しているということで、後で提案されます平成28年度の一般会計補正予算の第6号において、確かに土木費の道路橋りょう



費、地域活性化事業10億992万7,000円、これらが繰り越されることになっているわけであり  
ますが、この中に8億8,800万円余りの財産の購入費が含まれていると、こういう認識でよ  
ろしいのでしょうか。

**赤井議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** そのとおりでございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 予算は予算として確保されてきたわけであります。これは12月定例議会の補正予算では入  
ってなかったと私は認識をしております。どうして発注がこれほど遅くなって、直前に入札  
を実施し、仮契約に至るといったことになったのかという点は、これはまた総務建設常任委員  
会の中で精査をしていただかなくてはならない、こういうふうに思うわけであります。確か  
に、明許繰越の中では国の1次補正あるいは地方創生加速化交付金等の予算化等において、  
国のそういう予算の事情において繰越明許費を設定するという事は理解できないことでは  
ないけれども、やはり本市の事業において繰越事業が、これはまた補正予算の部分でもふれ  
たいと思いますけれども、出てくるということは、会計年度独立の原則ということで予算原  
則がありますけれども、これらがこの数年間、本当に有名無実化しているような状況になっ  
ているわけで、こういう点はやはり指摘をしておかなければならないということでありませ  
う。

**赤井議長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第19号議案については、総務建設常任委員会に付託し審  
査願います。

次に、日程第25、議第20号から日程第32、議第27号までの平成27年度各会計補正予算8議  
案を一括議題といたします。

本8議案につき、提案理由の説明を求めます。

生野副市長。

**生野副市長** ただいま議題となりました議第20号から議第27号までの8議案につきまして、一括して  
提案理由を申し上げます。

最初に、議第20号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決についてでござ  
いますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ809万1,000円を  
減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億2,126万4,000円とするも  
のでございます。

主な補正内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等  
の減額、また国の補正予算(第1号)に伴う地方創生加速化交付金事業や年金生活者等支援  
臨時福祉給付金事業等の追加、その他事業費の確定に伴う国・県支出金の額の調整等を行う  
ものでございます。

第2条では、地域循環型社会形成推進事業に係る継続費の補正をお願いするものでござい

ます。

第3条では繰越明許費といたしまして、総務費では自治体情報システム強靱性向上事業を含む9事業、民生費では介護保険抜本改正対応業務を含む6事業、衛生費では地域循環型社会形成推進事業、農林商工費では市単独土地改良事業を含む3事業、土木費では道路橋りょう維持事業を含む7事業、教育費では新庄小学校配膳室建設工事実施設計業務を含む5事業の合わせて31事業をお願いするものでございます。

また、第4条では、地方債への補正をお願いするものでございます。

次に、議第21号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,455万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,983万1,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の追加、高額医療費共同事業拠出金の減額及び特定健康診査等事業費の追加でございます。

次に、議第22号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第4号）の議決についてでございますが、本案につきましては、保険事業勘定で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,915万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,825万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、歳出では保険給付費の追加及び給与改定に伴う人件費の追加となっており、歳入ではそれに伴います介護給付費負担金の国庫、県支出金、支払基金交付金、繰入金などの追加でございます。また、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,904万8,000円とするものでございます。補正内容につきましては、歳出では給与改定に伴う人件費の追加となっており、歳入では一般会計繰入金の追加でございます。

次に、議第23号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,919万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,224万3,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、歳出では流域下水道維持管理負担金の減額及び給与改定に伴う人件費の追加となっており、歳入では下水道使用料の減に伴います使用料の減額でございます。

第2条では繰越明許費といたしまして、公共下水道事業の追加をお願いするものでございます。

次に、議第24号、平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,902万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億377万3,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額及び給与改定に伴う人件費の追加でございます。

次に、議第25号、平成27年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万8,000

円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,641万8,000円とするものでございます。補正内容につきましては、霊苑返還申し出者の増によります霊苑償還金の追加でございます。

次に、議第26号、平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,750万円とするものでございます。補正の内容につきましては、給与改定に伴う人件費の追加及び事業費の減額でございます。

最後に、議第27号、平成27年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、水道事業費用931万円を減額いたしまして、水道事業費用の総額を6億5,730万2,000円とするものでございます。補正内容につきましては、給与改定に伴う人件費の追加及び人事異動に伴います人件費の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

**赤井議長** これより質疑に入りますが、本8議案については一括質疑といたします。質疑はありますか。

15番、白石君。

**白石議員** 議第20号の平成27年度葛城市一般会計補正予算（第6号）について、若干お伺いをしておきたいと思います。

9ページの第3表、繰越明許費についてであります。第3表において、17億5,004万5,000円が平成28年度に繰越されるということであります。先ほども若干ふれましたけれども、国の1次補正等による補正については、これは一定やむを得ないものと考えます。そこで私は、私の所管にかかわりのない事項についてだけお伺いをしてまいりたい。また、金額等の多いものについて、その内容についてお伺いをしてまいりたいと思います。

6款土木費の第2項、道路橋りょう費の道路新設改良事業費6,822万円、尺土駅前周辺整備事業4,903万4,000円、国鉄・坊城線整備事業1,300万円、そして先ほどふれましたが、地域活性化事業10億992万7,000円であります。これらについて、どのような理由によってどの事業が繰越されるのかご説明をいただいております、このように思います。

**赤井議長** 木村都市整備部理事。

**木村都市整備部理事** 都市整備部の木村でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの白石議員のご質問ですが、道路新設改良事業につきましては、委託料として1,390万円、工事請負として5,432万円の繰越しの内訳でございます。委託料につきましては、林堂・平岡線の筆界未定地等の確定業務が面積も広く、地権者の数も多いために年度内の完了ができないということでございます。工事請負につきましては、道路管理をする中で緊急的に道路改良、道路工事が必要になった箇所等がございます、主に舗装工事でございます、笹堂地内、新村地内、あと、新在家地内で道路の肩とため池との護岸が共用しているところにつきましても陥没等がありまして、その工事がため池の水を抜いてからの工事ということになりますので、今回繰越しをお願いするものでございます。

尺土駅前周辺整備事業でございますが、本年度に2名の方の契約をいただいた後、1名様

は年度内に完了をいたしました。残り1名の方につきましては、新しい建物を建築することが年度内にできないために、用地補償費合計で約3,790万円の繰越しをお願いするものでございます。また、工事請負費では鉄道との近接協議に時間を要したために、1,113万円の繰越しをお願いしておりますのでございます。

国鉄・坊城線におきましては、用地買収の交渉を継続して行っている方がおられまして、そのために1,300万円の繰越しをお願いするものでございます。

地域活性化事業につきましては、本年度は地域振興棟及び地下調整池の発注をさせていただいております。また、今後、道路情報棟、周辺道路整備につきましても発注する予定になっておりますが、上記の地域振興棟等につきましても、当初想定しておりました基礎の地盤等が想定以上に状態が悪かったために対策等に時間を要し、また、道路整備を行う中で、関係機関との協議に時間を要したために、8億6,022万7,000円の繰越しをお願いしているところでございます。

それと、委託料につきましても、建物建築に伴う管理委託等、また、葛城インターのオンランプの設計等に4,700万円の繰越しをお願いしておりますのでございます。

以上です。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** それぞれ木村理事の方から詳細にご答弁をいただきました。先ほど下村部長からご答弁いただいた物品の購入、道の駅にかかわる厨房の装備品等で8,800万円あって、さらに、8,600万円のいわゆる工事費が道路情報棟、あるいは地域振興棟が既に発注されているものであります。こういう形で予算編成後の何らかのやむを得ない理由によって予算を繰越しするということは、私はあり得ることですし、そのことを想定して地方自治法は繰越明許費、あるいは継続費の逐次繰越等々を認められているわけでありまして。ところが、道路情報棟にしても地域振興棟にしても、実際に工期限内に完了できるのかということに対して、非常に疑問を抱きながら、やはりこの予算なり契約を見守ってきたわけでありまして、結局、当初から、私は、これは繰越明許費ありきで進めてこられたと言わざるを得ない。そういう結果になってしまっているということでありまして。そこでまた、厨房機器等の物品の購入についても繰越しをされると。しかし、実際の工期は3月31日だという形で明記をされている。しかし、契約の議案には工期は明記をされていないわけで、予算の原則や、あるいは議会に対して正確な情報を提供し、その上で審査を求めるということからしたら、非常に私は問題があると言わざるを得ないわけでありまして。これらについては、委員会等で十分なご議論をされ、今後どうされていくかということ、やはり道筋をつけていただきたいということを述べて、私の質疑を終わっておきたいと思っております。

以上です。

**赤井議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8議案につきましては、各常任委員会へ付託いたします。

総務建設常任委員会には議第20号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第20号の関係部分、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号及び議第27号の8議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第33、議第28号から日程第42、議第37号までの新年度予算10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案理由の説明を求めます。

生野副市長。

**生野副市長** ただいま議題となりました議第28号から議第37号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第28号、平成28年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は163億4,500万円ございまして、前年度当初予算と比較いたしますと1億1,100万円、率にして0.7%の減となっております。

主な事業といたしましては、防災行政無線デジタル化整備事業、地域循環型社会形成推進事業、尺土駅前周辺整備事業、地域活性化事業、社会資本道路改良交付金事業、吸収源対策公園緑地事業、中学校空調設備設置事業などとなっております。

また、歳出の性質別経費での構成比につきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が40.8%、普通建設事業費などの投資的経費が23%、物件費、繰出金などのその他が36.2%となっております。

歳入につきましては、市税では38億3,975万6,000円で、前年度比1.8%の増、地方交付税では41億8,500万円で、前年度比0.2%の増を見込んでおります。

また、基金の繰入金といたしまして、13億987万1,000円を計上いたしております。

次に、第2条の債務負担行為につきましては、葛城市土地開発公社の債務保証限度額を35億円と定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、合併特例事業ほか6事業の起債の限度額を25億5,490万円と定めるものでございます。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を35億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第29号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は46億7,100万円ございまして、前年度当初予算額と比較いたしますと6,500万円、率にして1.4%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で28億3,309万1,000円、共同事業拠出金で10億2,636万4,000円、後期高齢者支援金等で5億4,774万円、介護給付金で2億70万円、特定健康診査、特定保健指導を含め保健事業費として4,247万5,000円となっております。

これらの財源には、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を事業勘定で1億円と定めるものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第30号、平成28年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、保険事業勘定では予算の総額は24億8,550万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1億5,520万円、率にして6.7%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で23億7,145万7,000円、地域支援事業費で7,822万5,000円となっております。これらの財源には、保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は2,920万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと80万円、率にして2.8%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で1,906万7,000円となっております。財源には介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を保険事業勘定で7,000万円と定めるものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第31号、平成28年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は15億8,100万円でございます。前年度当初予算と比較いたしますと2,400万円、率にして1.5%の増となっております。

歳出といたしましては、維持管理費で3億3,405万8,000円、公共下水道事業費で1億8,169万2,000円、公債費で10億6,525万円となっております。これらの財源には下水道使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、地方債などを見込んでおります。

また、第2条の地方債につきましては、下水道事業債の限度額を4億4,660万円と定めるものでございます。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

次に、議第32号、平成28年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は3億5,510万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと5,840万円、率にして14.1%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、学校給食センター調理・配送等業務委託料で9,577万5,000円、給食材料費で1億8,805万7,000円となっております。これらの財源には学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第33号、平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてで

ございますが、予算の総額は107万円でございます、前年度当初予算額と同額となっております。

歳出の主なものとしたしましては、貸付金回収管理組合への負担金8万3,000円、一般会計繰入金で95万円となっております、これらの財源には貸付金回収管理組合配分金を見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を100万円と定めるものがございます。

次に、議第34号、平成28年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は2,050万円でございます、前年度当初予算と比較いたしますと430万円、率にして17.3%の減となっております。

歳出の主なものとしたしましては、緑化植栽等管理委託料で173万5,000円、イノシシ害対策費で500万円、墓地返還に伴う償還金で248万4,000円、積立金で1,024万5,000円となっております、これらの財源には霊苑管理料などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1,000万円と定めるものがございます。

次に、議第35号、平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,700万円でございます、前年度当初予算と比較いたしますと50万円、率にして2.9%の減となっております。

歳出の主なものとしたしましては、職員給与等で738万7,000円、介護認定審査会委員報酬で438万円、障害支援区分判定審査会委員報酬で90万円となっております、これらの財源には介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第36号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は3億5,750万円でございます、前年度当初予算額と比較いたしますと2,440万円、率にして7.3%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で3億5,432万5,000円となっております、財源には後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでおります。

最後に、議第37号、平成28年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、平成28年度の業務予定量といたしまして、給水戸数が1万4,080戸、年間総配水量は448万3,000トンを予定しております。収益的収入は7億9,797万6,000円、収益的支出は6億4,393万6,000円でございます、支出の主なものとしたしましては、県水受水費を含む原水及び浄水費で2億4,391万円、総掛かり費で8,253万8,000円、減価償却費で2億1,040万円となっております。

次に、資本的収入は2,000万円、資本的支出は3億2,881万7,000円でございます、不足する3億881万7,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんする予定をいたしております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

赤井議長 これより質疑に入りますが、本10議案については一括質疑といたします。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第28号から議第37号までの10議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号から議第37号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時49分

再 開 午後2時30分

赤井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますのでご報告します。

予算特別委員会委員長、朝岡佐一郎君、同じく副委員長、増田順弘君。

以上です。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、9日、10日、25日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、11日午前9時30分から総務建設常任委員会が、14日午前9時30分から厚生文教常任委員会が、16日、17日及び18日は午後1時から、22日は午前9時30分からそれぞれ予算特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。また、23日午前10時から議会全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時32分